

利用区分ごとの規模の目標

| 利用区分 | 規 模 (ha) | | |
|----------|----------|--------|------|
| | 平成18年 | 平成28年 | 増減 |
| 農用地 | 19,481 | 19,159 | △322 |
| 農地 | 19,170 | 18,848 | △322 |
| 採草牧草地 | 311 | 311 | 0 |
| 森林 | 42,988 | 42,978 | △10 |
| 原野 | 0 | 0 | 0 |
| 水面・河川・水路 | 4,299 | 4,367 | 68 |
| 水面 | 606 | 606 | 0 |
| 河川 | 2,700 | 2,702 | 2 |
| 水路 | 993 | 1,059 | 66 |
| 道路 | 2,941 | 3,022 | 81 |
| 一般道 | 1,695 | 1,737 | 42 |
| 農道 | 1,086 | 1,116 | 30 |
| 林道 | 160 | 169 | 9 |
| 宅地 | 3,813 | 4,005 | 192 |
| 住宅地 | 2,544 | 2,614 | 70 |
| 工業用地 | 247 | 251 | 4 |
| その他の宅地※1 | 1,022 | 1,140 | 118 |
| その他 | 6,154 | 6,145 | △9 |
| 合 計 | 79,676 | 79,676 | 0 |
| 市街地 | 732 | 741 | 9 |

※1 その他の宅地は事務所・店舗など

※2 市街地は「国勢調査」の定義による

人口集中地区で、基準年次(平成18年)における市街地面積は国勢調査年次の平成17年実績値である人口集中地区的面積を採用

※3 規模の目標は産業団地整備基本構想との調整などにより変更予定

大崎市国土利用計画の構成

基本理念

- 安心して、健康で文化的な生活を営むことができる生活環境の確保
- 市土(大崎市の区域における国土)の均衡ある発展

基本方針

- 貴重な自然環境の保全と多面的機能の活用
- 宮城県北の中核都市としての機能充実と交流拠点の形成
- 快適で住みやすく、活力に満ちた暮らしを支える生活・居住環境の形成
- 限りある市土の有効利用による持続可能なまちづくり

基本方向

- 農用地：優良な農用地の確保と高度利用を図り、農業生産基盤の整備を推進します。環境保全型農業を推進するとともに、多面的機能が発揮されるよう十分に配慮します。
- 森林：多面的機能が発揮されるよう、森林の適正な維持・保全に努めます。多様な社会的ニーズに配慮しながら、適正な活用を図ります。
- 水面・河川・水路：治水・利水機能が十分発揮されるよう施設整備を推進します。健全な水循環系が確保できるよう適正な管理に努めます。水辺空間の形成と親水性の向上に努めます。
- 道路：国・県・市道の体系的・効率的な道路網の整備を推進します。道路の安全性の向上、景観との調和、快適性・機能性に配慮した道路環境の整備と維持管理に努めます。
- 宅地：土地利用の高度化や低未利用地の有効利用等により秩序ある市街地の形成に努めます。生活関連機能の整備を計画的に進め快適な生活環境の確保に努めます。
- 宅地：既存の工業団地や工場適地への企業誘致を積極的に促進します。企業の需要動向に応対しながら必要な用地の確保を図ります。周辺環境や生活環境との調和に配慮します。
- 宅地：商業の活性化を図るために必要な用地の確保と適正な配置を図ります。市全体の均衡ある発展と秩序ある都市形成を実現するための規制誘導の検討を進めます。
- その他：公用施設の用地は市民ニーズや広域的活用に配慮し、適正な配置と必要な用地の確保に努めます。観光・レクリエーション用地は、需要動向、地域振興等を勘案しながら適正な整備を進めます。埋蔵文化財や史跡などの保全と継承に努めます。

必要な措置の概要

- 公共の福祉の優先
- 国土利用計画法等の適切な運用
- 地域整備施策の推進
- 市土の保全と安全性の確保
- 環境の保全と美しい市土の形成
- 土地利用の転換の適正化と土地の有効利用の促進
- 多様な主体の市土管理への参加
- 市土に関する調査の推進と成果の普及啓発
- 指標の活用

た居住空間の形成に努め、市場産業の振興や企業誘致などを積極的に進めながら、活力に満ちた地域経済の形成と就業機会の拡大を図り、定住環境の向上に努めます。

また、治山・治水対策の推進や国土保全機能を有する森林や農用地の保全・管理に努め、市民の防災意識の向上や地域防災力の充実を図るなど、市土の総合的な安全性の向上に努めます。

④限りある市土の有効利用による持続可能なまちづくり

本市が将来にわたり持続可能なまちとして発展していくため、自然的的土地利用と都市的・土地利用との調和と共生を基本とします。これまで、広域的な視点や長期的な展望を踏まえ、本市が総合力を高めながら一貫的に発展していくため、限られた市土の有効利用と質的向上を図ります。

そのためには、自然環境や優良な農用地の維持・保全と多面的機能の高度な発揮に努め、住宅地や商・工業用地などの確保にあたっては、無秩序な開発を抑制し、低未用地や遊休地の有効利用、自然環境との調和や環境への負荷の低減に配慮しながら慎重に進めます。

大崎市国土利用計画・中間報告

皆さんのご意見をお寄せください



大崎市における土地利用の指針、「大崎市国土利用計画」の中間報告がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

この計画は平成18年を基準年次とし、平成28年までの目標や土地利用のあり方を示すものです。

皆さんのご意見をお寄せください。

問 政策課政策企画担当 ☎ 23-2129

き継いでいくことを基本とし、自然の恵みを最大限に享できるよう、維持・保全に努めます。また、自然環境が持つ多面的・計画的な利用を進め、上での指針となるもので、都計画マスター・プランなどの土地利用に関わる個別計画の基本となるものです。

また、この計画は「宮城県総合計画」に即して定められた「宝の都(くに)・大崎」の実現に向けた今後の土地利用のあり方を示すものです。そして、市民が安心して健 康で文化的な生活を営むことができる生活環境の確保と、市土の均衡ある発展を図ることを基本理念として策定しました。

そして、市民が安心して健康で文化的な生活を営むことができる生活環境の確保と、市土の均衡ある発展を図ることを基本理念として策定しました。市土の均衡ある発展を図ることを基本理念として策定しました。そして、市民が安心して健 康で文化的な生活を営むことができる生活環境の確保と、市土の均衡ある発展を図ることを基本理念として策定しました。

各地域の市街地は、地域における経済活動や居住、地域連携の促進に向けた広域交流拠点としての機能充実を図ります。都市機能が集中している古川地域の市街地を中心市街地と位置付け、県北の中核都市としての役割を担うための都市機能の充実や質の高い社会・生活基盤の整備に努め、地域間や周辺都市との交流・連携の促進に向けた広域交流拠点としての機能充実を図ります。

本市には、原生林が植生する森林や豊饒の大地・大崎耕土、ラムサール条約登録湿地など、特色ある自然が数多く残り、これらの自然環境に包まれながら、歴史や文化が築かれきました。これらのが貴重な自然環境は、良好な状態で次世代に引き継がれてきました。

市民が快適に暮らすことができる生活・居住環境の形成を守衛室に提出。郵送の場合には9月30日消印有効です。

■ 土地利用の基本方針

① 貴重な自然環境の保全と多面的機能の活用

本市には、原生林が植生する森林や豊饒の大地・大崎耕土、ラムサール条約登録湿地など、特色ある自然が数多く残り、これらの自然環境に包まれながら、歴史や文化が築かれきました。これらのが貴重な自然環境は、良好な状態で次世代に引き継がれてきました。

市民が快適に暮らすことができる生活・居住環境の形成を守衛室に提出。郵送の場合には9月30日消印有効です。

② 宮城県北の中核都市としての機能充実と交流拠点の形成

各地域の市街地は、地域における経済活動や居住、地域連携の促進に向けた広域交流拠点としての機能充実を図ります。都市機能が集中している古川地域の市街地を中心市街地と位置付け、県北の中核都市としての役割を担うための都市機能の充実や質の高い社会・生活基盤の整備に努め、地域間や周辺都市との交流・連携の促進に向けた広域交流拠点としての機能充実を図ります。

市民が快適に暮らすことができる生活・居住環境の形成を守衛室に提出。郵送の場合には9月30日消印有効です。

| | | |
|--|--|--|
| ①用紙の指定はありません | ②中間報告に対する意見、住所、氏名(名称)、連絡先を記載し、持参または郵送、ファックス、Eメール | ③快適で住みやすく、活力に満ちた暮らしを支える生活・居住環境の形成を守衛室に提出。郵送の場合には9月30日消印有効です。 |
| ②市政情報センター(市役所東庁舎一階市政情報課内)での閲覧 | ①政策課(市役所本庁舎四階) | ③快適で住みやすく、活力に満ちた暮らしを支える生活・居住環境の形成を守衛室に提出。郵送の場合には9月30日消印有効です。 |
| ②中間報告に対する意見、住所、氏名(名称)、連絡先を記載し、持参または郵送、ファックス、Eメール | ③快適で住みやすく、活力に満ちた暮らしを支える生活・居住環境の形成を守衛室に提出。郵送の場合には9月30日消印有効です。 | ④快適で住みやすく、活力に満ちた暮らしを支える生活・居住環境の形成を守衛室に提出。郵送の場合には9月30日消印有効です。 |
| 〒989-6188(住所) | 9月1日㈪～30日㈫ | 9月1日㈪～30日㈫ |
| Eメール seisaku@city.yosaki.jp FAX 02427 | ④快適で住みやすく、活力に満ちた暮らしを支える生活・居住環境の形成を守衛室に提出。郵送の場合には9月30日消印有効です。 | ④快適で住みやすく、活力に満ちた暮らしを支える生活・居住環境の形成を守衛室に提出。郵送の場合には9月30日消印有効です。 |